

競 争 参 加 資 格 確 認 等 資 料 作 成 要 領

奈良女子大学（北魚屋）大学院F棟改修機械設備工事

令和8年7月

国立大学法人奈良国立大学機構

競争参加資格確認等資料作成要領

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 奈良女子大学（北魚屋）大学院F棟改修機械設備工事
- (2) 工事場所 奈良県奈良市北魚屋西町（奈良女子大学北魚屋団地構内）
- (3) 工事概要 本工事は、奈良女子大学の大学院F棟（RC5 2, 334㎡）のうち、890㎡（4・5階部分）改修に伴う機械設備工事である。
- (4) 工 期 令和9年2月26日（金）まで

2 資料の構成

- (1) 競争参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 同種工事の施工実績（別紙様式2）
- (3) 工事成績（別紙様式3）
- (4) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験、工事成績及び継続教育（CPD）の取得状況（別紙様式4）
- (5) 登録基幹技能者等の活用（別紙様式5）
- (6) 事故及び不誠実な行為（別紙様式6）
- (7) 地域精通度 地理的条件（緊急時の施工体制）（別紙様式7）
- (8) 災害協定への参加状況（別紙様式8）
- (9) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別紙様式9）

3 作成要領

- (1) 提出資料の用紙サイズはA4判とし、記載事項は簡潔に記載すること。
- (2) 別紙様式1～9は、実績評価型総合評価の評価基準以外に競争参加資格有無の判断基準となるため、必ず記載し提出すること。
- (3) 記載内容に関する留意事項及び記載要領は次のとおりとする。

記載事項	記載内容に関する留意事項及び記載要領
別紙様式1 競争参加資格確認申請書	電子入札システムにより提出する場合には、押印を省略できるが、持参する場合は社印・代表者印を押印すること。
別紙様式2 同種工事の施工実績	入札説明書4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに入札説明書6（3）「同種工事（※1）の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。 また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写

	しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。なお、入札説明書 6（3）の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項により規定する法人をいう。
別紙様式 3 工事成績	工事成績相互利用登録機関（別紙）が発注した「管」工事における令和 6 年度以降に完成した工事について工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること（令和 6 年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての「管」工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記 iii）の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。）。 また、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。 i）入札説明書 6（3）「工事成績」において、2 年連続で年度の平均点が 65 点未満である場合。 ii） 経常建設共同企業体又はその構成員が i）に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。 iii） 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和 6 年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。 なお、「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。 ア）重大な人的被害を生じた事故がある場合。 イ）重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。 ウ）ア）又はイ）の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。 エ）上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。
別紙様式 4 配置予定技術者の資格、 同種工事の施工経験、工	i）配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験 入札説明書 4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並び

事成績及び継続教育（CPD）の取得状況	に入札説明書 6（3）「資格」、「同種工事（※1）の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすことを条件とし、入札説明書 6（3）「配置予定技術者の能力」に係る最も低い評価点数の合計となる技術者の評価点数をもって評価するものとする（ii）工事成績を含む。）。 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（監理技術者証等の写し。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。 ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。 なお、入札説明書 6（3）の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。 ii）工事成績 配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事が、工事成績相互利用登録機関（別紙）が発注した工事の場合、かつ令和4年度（過去4年度）以降に完成した工事の場合は、工事成績を記載すること（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。）。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。 ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、
----------------------------	---

	通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。 ・入札説明書 6（3）「工事成績」において、65点未満である場合。 iii) 経常建設共同企業体の技術者の配置について 資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、構成員毎に配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については1者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。 iv) 継続教育（CPD）の取得数について 配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、当該団体（※）推奨単位以上を取得していること、及び有効期間内であることを証明すること。 なお、CPD単位取得の「証明書」は資料提出期限の日から過去1年以内の間までに単位取得が証明された「証明書」を有効とし、年間又は数年間の推奨単位が記載されている場合はそのいずれかが満足していれば評価する。 申請時に配置予定技術者が複数提出された場合は全ての技術者が取得していなければ評価をしない。また、「証明書」の証明日から起算して過去推奨単位年数以内に推奨単位以上を取得していることが確認できない場合は評価をしない。 （※）建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体
別紙様式 5 登録基幹技能者等の活用	本工事の施工に係る元請又は一次下請企業において、当該工事の品質確保に寄与する登録基幹技能者等の資格を有する現場従事技術者（元請の監理技術者を除く）を1人以上配置する場合は、登録基幹技能者等の種類及び工種を記載し、併せて資格を有することが確認できる資料（登録基幹技能者講習修了証等の写し）を提出すること。 登録基幹技能者等とは、登録基幹技能者、建設マスター、現代の名工をいう。対象工種は、本工事に関わるものとし、当該工種以外の登録基幹技能者等である場合は評価の対象としない。対象期間については、入札説明書 8（1）①の提出期限日において建設技能等の認定を受けている場合とし、本工事の施工期間中は従事するものとする。なお、登録基幹技能者等を活用すると申請したにもかかわらず、活用しなかった場合、受注者の責によりこれらが適用されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずる。
別紙様式 6 事故及び不誠実な行為	事故及び不誠実な行為等による営業停止あるいは指名停止措置状況について、記載すること。

	事故及び不誠実な行為「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。 ①近畿地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止措置又は近畿地区を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 ②近畿地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止措置又は近畿地区を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 ③近畿地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止措置又は近畿地区を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 ④近畿地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止措置又は近畿地区を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 「あり」の場合、営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。
別紙様式7 地域精進度 地理的条件 (緊急時の施工体制)	奈良県内に所在する本店、支店、営業所及び技術者が常駐している拠点を記載すること。
別紙様式8 災害協定への参加状況	奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、滋賀県又は三重県内の行政機関との災害協定の締結の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。 なお、行政機関とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第2条第1項に定める機関及び地方公共団体の機関をいう。 また、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について災害協定がある場合のみ評価する。
別紙様式9 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、「有」・「無」のどちらかに○をつける。 「有」の場合は、証明することができる資料を添付すること。

4 実施上の留意事項

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とする。
- (2) 提出された資料を無断で使用することはない。
- (3) 資料に虚偽の記載をした者は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行うことができる。